

新城市指定ごみ袋の製造販売の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が可燃性の家庭系一般廃棄物を排出する際に使用のごみ袋で、ごみの分別排出及び地域の環境衛生の促進を図ることを目的として、市長が指定のごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)の製造、販売(卸売り)に関し、その袋の規格及び登録に関する事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表のとおりとする。

(指定ごみ袋の登録申請)

第3条 指定ごみ袋を製造し、販売しようとする者は、当該袋について、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、以下のものを市長に提出しなければならない。

(1) 新城市指定ごみ袋製造販売登録申請書兼誓約書(様式第1)

(2) その他市長が必要と認める書類

(指定ごみ袋の登録)

第4条 市長は、前条の申請が第2条の規定に適合すると認めるときは、これを登録するものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、申請者に新城市指定ごみ袋登録証(様式第2)を交付するものとする。

(登録の変更・廃止)

第5条 前条により新城市ごみ袋登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録内容に変更が生じた場合、または当該登録を廃止する場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(改善等の指示)

第6条 市長は、登録者により製造された袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるとき及び、販売等について協議が必要になったときには、その者に対し必要な措置及び指示をすることができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者がこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わないときは、当該登録を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	規 格	
ごみの種類	可燃ごみ（家庭系）	
袋の大きさ	Lサイズ	幅650mm×高さ800mm
	Mサイズ	幅500mm×高さ700mm
容量	Lサイズ	45リットル
	Mサイズ	30リットル
厚み	0.020mm以上、0.035mm以下	
材質	高密度ポリエチレン	
顔料	重金属顔料、その他有害な顔料を除く	
袋の色	半透明（黄色）	
外袋の材質	焼却により有害物質を発生しないもの	
外袋印刷文字色	黒色	
外袋記載項目	文字	市名、登録者の連絡先、ごみの種類、市指定袋であることが分かるもの、ごみの排出方法に関すること
	表示	市章、PL法に基づく表示、家庭用品表示法に基づく表示